

仮訳

税源浸食と利益移転（BEPS）行動 14 ピアレビュー及びモニタリング

概要

税源浸食と利益移転についての行動計画（以下、「BEPS 行動計画」という。）には、BEPS に包括的に対処する 15 の行動が含まれている。BEPS に対処するための行動は企業の確実性と予測可能性を確保する行動（行動 14）で補完されなければならないという点に鑑み、効果的な紛争解決メカニズムが必要とされている。

一連の BEPS 行動計画は、2015 年 10 月に G20 の財務大臣によって支持されたもので、この報告書「行動 14：紛争解決メカニズムの実効性の向上」（以下、「行動 14 報告書」という。）も含まれている。この報告書は、相互協議（MAP）の下での各国の租税条約関連の紛争解決を妨げる障害となっているものについて、またそのような障害を取り除くために、推奨される手段について議論している。この推奨される手段には、租税条約関連の紛争を適時に、効果的かつ効率的に解決することを確実にする、一連のミニマムスタンダード（以下、「行動 14 ミニマムスタンダード」という。）も含まれている。

「BEPS 包摂的枠組み」の参加国は、行動 14 ミニマムスタンダードの実施及びその効果的な実施を確実にすることにコミットし、またミニマムスタンダードの遵守について他の参加国によりレビュー及びモニタリングされることについてもコミットしている。

ピアレビュー及びモニタリングプロセス

2016 年 10 月、OECD は主要文書（key documents）を発表した。これは、「BEPS 包摂的枠組」によって承認されたもので、BEPS 行動計画の行動 14 における MAP に係るピアレビュー及びモニタリングプロセスの基本となるものである。このピアレビュー及びモニタリングプロセスは、「付託事項」（Terms of Reference）及び「評価手法」（Assessment Methodology）に従い、税務長官会議の MAP フォーラムにより執り行われるものであり、全ての参加国が平等な立場で参加する。

> ピアレビュー・スケジュール

行動 14 ミニマムスタンダードは、参加国に対し以下のことも求めている。

- 1 新しい「MAP 統計報告枠組」に基づいた、適時で完全な MAP 統計の報告を提出する。
 - 2 合意されたテンプレートを用いて MAP プロファイルを公表する。
-